

令和6年2月20日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第 1 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	2
議案第 3 号	専決処分について（令和5年度秩父市一般会計補正予算（第8回））	6
議案第 4 号	指定管理者の指定期間の変更について（秩父ミュージックパークスポーツの森 プール）	2 2
議案第 5 号	工事請負変更契約の締結について	2 3
議案第 6 号	秩父市体育施設条例の一部を改正する条例	2 4
議案第 7 号	秩父市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例	2 5
議案第 8 号	秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	2 6
議案第 9 号	秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 1 0 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	2 8
議案第 1 1 号	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	2 9
議案第 1 2 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	3 0
議案第 1 3 号	秩父市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	3 2
議案第 1 4 号	秩父市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3 3
議案第 1 5 号	秩父市大滝国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例	3 4
議案第 1 6 号	秩父市立幼稚園条例を廃止する条例	3 5
議案第 1 7 号	令和5年度秩父市一般会計補正予算（第9回）	3 6
議案第 1 8 号	令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）	4 4
議案第 1 9 号	令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	4 9
議案第 2 0 号	令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）	5 2

議案第21号	令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）……	55
議案第22号	令和5年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）……………	60
議案第23号	令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第4回）……………	62
議案第24号	令和5年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）……………	64
議案第25号	令和6年度秩父市一般会計予算……………	66
議案第26号	令和6年度秩父市国民健康保険特別会計予算……………	67
議案第27号	令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算……………	68
議案第28号	令和6年度秩父市介護保険特別会計予算……………	69
議案第29号	令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算……………	70
議案第30号	令和6年度秩父市駐車場事業特別会計予算……………	71
議案第31号	令和6年度秩父市立病院事業会計予算……………	72
議案第32号	令和6年度秩父市下水道事業会計予算……………	73

## 議案第 1 号

### 秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「又は抄本」を「若しくは抄本又は戸籍証明書」に改め、同表第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

2 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円
3 戸籍電子証明書提供用識別符号番号の発行手数料	1 件につき 400 円

別表第 4 号中「又は抄本」を「若しくは抄本又は除籍証明書」に改め、同表第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

5 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 450 円
6 除籍電子証明書提供用識別符号番号の発行手数料	1 件につき 700 円

別表第 7 号中「又は届出」を「、届出」に改め、「事項の証明書」の次に「又は届書等情報の内容の証明書」を加え、同表第 8 号種類の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）の施行に伴い、新たに戸籍等における電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 2 号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月26日

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項第1号中「出産の日」の次に「。以下同じ。」を、同項第2号、第4号及び第6号中「算定した被保険者均等割額」の次に「（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」を加える。

第22条の3第1項第1号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。



余 白

議案第 3 号

専決処分について

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 8 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第8回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月19日

秩 父 市 長            北   堀            篤

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第8回）

令和5年度秩父市一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262,119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,141,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		4,835,459	259,071	5,094,530
	2 国庫補助金	1,658,405	259,071	1,917,476
17 県支出金		1,841,353	3,048	1,844,401
	2 県補助金	484,772	3,048	487,820
歳入合計		32,879,784	262,119	33,141,903

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,858,560	3,432	3,861,992
	1 総務管理費	3,195,583	3,432	3,199,015
3 民生費		12,127,109	258,687	12,385,796
	1 社会福祉費	6,220,352	252,587	6,472,939
	2 児童福祉費	4,718,873	6,100	4,724,973
歳 出	合 計	32,879,784	262,119	33,141,903



## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	3,858,560	3,432	3,861,992
3 民生費	12,127,109	258,687	12,385,796
歳 出 合 計	32,879,784	262,119	33,141,903





## 2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	4,835,459	259,071	5,094,530
	2	国庫補助金	1,658,405	259,071	1,917,476
		1 総務費国庫補助金	175,412	3,432	178,844
		2 民生費国庫補助金	1,048,775	255,639	1,304,414
17		県支出金	1,841,353	3,048	1,844,401
	2	県補助金	484,772	3,048	487,820
		2 民生費県補助金	340,426	3,048	343,474

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	3,432	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,432
1 社会福祉費補助金	252,587	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	252,587
2 児童福祉費補助金	3,052	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,052
2 児童福祉費補助金	3,048	・ 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業費補助金 ・ 保育所等物価高騰対策給付事業費補助金	21 3,027

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2		総務費	3,858,560	3,432	3,861,992	3,432		
	1	総務管理費	3,195,583	3,432	3,199,015	3,432		
	16	諸 費	58,391	3,432	61,823	3,432		
							(国) 物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金	3,432

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委 託 料	3,432	○ 物価高騰対応給付金支給事業（定額減税調整給付分）＜総合政策課 ・ 市民税課＞ 3,432 12 委託料 3,432 システム改修委託料 3,432

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
3		民生費	12,127,109	258,687	12,385,796	258,687		
	1	社会福祉費	6,220,352	252,587	6,472,939	252,587		
		1 社会福祉総務費	927,184	252,587	1,179,771	252,587	(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	252,587

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	200	○ 物価高騰対応給付金支給事業（低所得者支援分）＜社会福祉課＞ 252,587
	11 役務費	887	
	12 委託料	4,000	
	19 扶助費	247,500	
			10 需用費 200
			消耗品費 150
			印刷製本費 50
			11 役務費 887
			通信運搬費 539
			手数料 348
			12 委託料 4,000
			電算処理委託料 4,000
			19 扶助費 247,500
			物価高騰対応給付金 247,500

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
2		児童福祉費	4,718,873	6,100	4,724,973	6,100		
	3	保育所・児童館費	2,666,937	6,057	2,672,994	6,057		
						(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,030	
						(県) 保育所等物価高騰対策給付事業費補助金	3,027	
4		学童保育費	323,124	43	323,167	43		
						(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	22	
						(県) 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業費補助金	21	

(一般会計)



(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	18 負担金補助 及び交付金	6,057	○ 保育促進事業<保育こども課> 6,057 18 負担金補助及び交付金 6,057 保育所等物価高騰対策給付事業費補助金 6,057
	18 負担金補助 及び交付金	43	○ 放課後児童対策事業<学校教育課> 43 18 負担金補助及び交付金 43 私立学童保育室物価高騰対策給付事業費補助金 43

## 議案第4号

指定管理者の指定期間の変更について（秩父ミュージックパークスポーツの森プール）

秩父ミュージックパークスポーツの森プールの指定管理者について、下記のとおり指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

### 記

#### 1 対象施設

- (1) 所在地 秩父郡小鹿野町長留1154番地
- (2) 名称 秩父ミュージックパークスポーツの森プール

#### 2 指定管理者

- (1) 所在地 所沢市大字北秋津703番地の2
- (2) 名称 オーディーエー株式会社埼玉支店
- (3) 代表者 支店長 野海 健太郎

#### 3 指定する期間

- (1) 変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

プール施設の老朽化に伴い、令和6年度のプールの営業を休止するため、現行の指定管理者の指定期間を1年短縮したい。

## 議案第5号

### 工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名	影森グラウンド多目的グラウンド改修工事
請負金額	変更前 金252,491,800円
	変更後 金317,185,000円

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

影森グラウンド多目的グラウンド改修工事の請負変更契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

議案第6号

秩父市体育施設条例の一部を改正する条例

秩父市体育施設条例（平成17年秩父市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び別表第4」を「、別表第4及び別表第5」に改める。

第17条第2項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第3グラウンドの部秩父市影森グラウンドA B C Dの項から秩父市影森グラウンド芝サッカー場の項までを削る。

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第9条関係）

区分	市民（2時間当たり）				市民以外（2時間当たり）			
	一般		中学生以下		一般		中学生以下	
	半面	全面	半面	全面	半面	全面	半面	全面
秩父市影森グラウンドA B C D	無料				1面 2,090円			
秩父市影森グラウンド多目的	2,400円	4,800円	1,200円	2,400円	4,800円	9,600円	2,400円	4,800円
秩父市影森グラウンド芝サッカー場	無料				2,610円	5,220円	2,610円	5,220円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秩父市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可の申請に係る使用料について適用し、施行日以前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

影森グラウンドの整備に伴い、使用料の額を定めたいため。

## 議案第7号

秩父市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(秩父市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市監査委員に関する条例（平成17年秩父市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(秩父市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年秩父市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(秩父市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年秩父市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、当該規定を引用する条例について、所要の改正を行いたいため。

## 議案第 8 号

秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年秩父市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 6 項及び第 7 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第 4 条の見出し及び同条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 4 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書及び同条第 5 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第 8 条ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「公務員法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「公務員法」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「公務員法」という。）」に改める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当等について、所要の改正を行いたいため。

## 議案第9号

### 秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秩父市個人番号の利用に関する条例（平成27年秩父市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、定義規定等について所要の改正を行いたいため。

議案第10号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第87号中「又は公図」を「、公図又は地番図」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

地番図を発行する事務について、新たに手数料を徴収したいため。



議案第 1 1 号

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項中第 1 1 号を第 1 3 号とし、第 3 号から第 1 0 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）の施行に伴い、支給対象者の住所地特例について、所要の改正を行いたいため。

議案第12号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第3号中「45, 360円」を「42, 440円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「116, 640円」を「115, 340円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に、「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「136, 080円」を「116, 640円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に、「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 129, 600円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 136, 080円

ア 合計所得金額が720万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第2条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

第4条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは

第14号イ」に、「第12号」を「第14号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る介護保険料率等の改定に伴い、介護保険料等について所要の改正を行いたいため。

議案第13号

秩父市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

秩父市児童福祉審議会条例（平成17年秩父市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「子ども・子育て支援に関する施策」を「こども施策」に改め、同条第2項第4号中「子ども・子育て支援事業計画」を「こども施策の計画」に改め、同項第5号中「子ども・子育て支援に関する施策」を「こども施策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

こども基本法（令和4年法律第77号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第14号

秩父市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市病院事業の設置等に関する条例（平成17年秩父市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 秩父市立病院

(2) 位置 秩父市桜木町8番9号

第4条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(秩父市職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 秩父市職員の定年等に関する条例（平成17年秩父市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、秩父市浦山出張診療所」を削る。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

3 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、大滝国民健康保険診療所及び出張所」を「及び大滝国民健康保険診療所」に改める。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

浦山出張診療所の廃止及び地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 議案第15号

秩父市大滝国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

秩父市大滝国民健康保険診療所条例（平成17年秩父市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第1条中「診療施設を次のとおり」を「秩父市大滝国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）を」に改め、同条の表を削り、同条に次の1項を加える。

2 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 秩父市大滝国民健康保険診療所

(2) 位置 秩父市大滝4058番地

第2条中「秩父市大滝国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）」を「診療所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 提案理由

大滝国民健康保険診療所を大滝総合支所内に移転したく、位置の変更をしたいため。

議案第16号

秩父市立幼稚園条例を廃止する条例

秩父市立幼稚園条例（平成17年秩父市条例第98号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）
- 2 秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年秩父市条例第45号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「秩父市公立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「秩父市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改める。  
（秩父市立共同調理場条例の一部改正）
- 3 秩父市立共同調理場条例（平成17年秩父市条例第106号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「秩父市立幼稚園及び小中学校」を「秩父市立小中学校」に改める。  
（秩父市公立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 4 秩父市公立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年秩父市条例第107号）の一部を次のように改正する。  
題名中「公立学校等」を「公立学校」に改める。  
第1条中「及び秩父市立幼稚園」を削る。  
（秩父市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正）
- 5 秩父市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和4年秩父市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第9条を削り、第10条を第9条とする。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

令和7年3月31日をもって久那幼稚園を閉園したく、所要の改正を行いたいため。

議案第 17 号

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 9 回）

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 9 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 767,567 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,909,470 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		59,000	61,000	120,000
	1 法人事業税交付金	59,000	61,000	120,000
12 地方交付税		7,313,564	171,966	7,485,530
	1 地方交付税	7,313,564	171,966	7,485,530
15 使用料及び手数料		398,258	15,770	414,028
	1 使用料	297,645	15,770	313,415
16 国庫支出金		5,094,530	6,244	5,088,286
	1 国庫負担金	3,165,336	94,311	3,071,025
	2 国庫補助金	1,917,476	88,067	2,005,543
17 県支出金		1,844,401	62,580	1,781,821
	1 県負担金	1,191,890	20,158	1,171,732
	2 県補助金	487,820	12,633	475,187
	3 委託金	164,691	29,789	134,902
18 財産収入		152,571	6,717	159,288
	1 財産運用収入	118,740	5,517	124,257
	2 財産売払収入	33,831	1,200	35,031
19 寄附金		246,502	5,000	241,502
	1 寄附金	246,502	5,000	241,502
20 繰入金		2,868,721	287,583	2,581,138
	1 繰入金	2,868,721	287,583	2,581,138
22 諸収入		600,403	62,521	662,924
	4 受託事業収入	69,300	1,484	67,816
	5 雑入	389,989	64,005	453,994
23 市債		1,522,188	811,000	2,333,188
	1 市債	1,522,188	811,000	2,333,188
歳入	合計	33,141,903	767,567	33,909,470

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,861,992	177,114	3,684,878
	1 総務管理費	3,199,015	96,462	3,102,553
	3 戸籍住民基本台帳費	238,006	50,863	187,143
	4 選挙費	84,241	29,032	55,209
	5 統計調査費	4,605	757	3,848
3 民生費		12,385,796	112,194	12,273,602
	1 社会福祉費	6,472,939	5,378	6,478,317
	2 児童福祉費	4,724,973	196,889	4,528,084
	3 生活保護費	1,174,092	79,317	1,253,409
4 衛生費		3,560,800	11,349	3,572,149
	1 保健衛生費	958,961	11,797	970,758
	2 病院事業費	442,854	54	442,908
	4 上水道費	1,478,590	502	1,478,088
6 農林水産業費		699,940	26,311	673,629
	1 農業費	352,535	8,714	343,821
	2 林業費	347,405	17,597	329,808
7 商工費		1,017,245	45,331	971,914
	1 商工費	1,017,245	45,331	971,914
8 土木費		2,380,796	17,147	2,397,943
	1 土木管理費	220,992	6,452	214,540
	2 道路橋りょう費	1,186,888	60,531	1,247,419
	3 河川費	55,520	3,000	52,520
	4 都市計画費	790,714	33,932	756,782
9 消防費		1,133,445	10,709	1,122,736
	1 消防費	1,133,445	10,709	1,122,736
10 教育費		3,116,092	831,036	3,947,128
	1 教育総務費	552,712	4,335	548,377
	2 小学校費	482,359	591,456	1,073,815
	3 中学校費	327,690	263,820	591,510
	5 社会教育費	477,369	3,299	480,668
	6 保健体育費	1,211,689	23,204	1,188,485
12 公債費		3,066,050	16,234	3,049,816
	1 公債費	3,066,050	16,234	3,049,816
13 諸支出金		1,533,317	285,453	1,818,770
	1 基金費	1,533,317	285,453	1,818,770
14 予備費		86,230	10,475	96,705

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	86,230	10,475	96,705
歳出	合計	33,141,903	767,567	33,909,470

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市キャラクターPR事業	288
		運転免許返納事業	2,195
		新エネルギー導入推進事業	3,000
		大滝総合支所立体駐車場解体事業	4,500
		物価高騰対応給付金支給事業（定額減税調整給付分）	3,432
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカードに係るシステム改修事業	8,800
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格重点支援給付金支給事業	10,526
		物価高騰対応給付金支給事業（低所得者支援分）	142,256
	2 児童福祉費	児童手当給付事業	4,356
		民間保育園整備補助事業	263,166
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	20,112
	4 上水道費	上水道出資事業	215,000
6 農林水産業費	1 農業費	元気村誘客施設管理事業	4,200
	2 林業費	市営林保育事業	12,944
		浦山字木柵神山村生活安全対策事業	5,170
		集約林地測量及び資源調査事業	19,800
		森林管理道保全事業	5,499
		森林整備補助事業	10,814
7 商工費	1 商工費	空き店舗対策事業	20,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	荒川幹線120号線用地等取得事業	3,200
		荒川幹線3号線用地等取得事業	3,345
		トンネル・シェッド点検事業	9,400
		尾田蒔161号線新設改良事業	9,900
		高篠3・7号線新設改良事業	15,500
		下吉田144号線新設改良事業	5,000
		荒川幹線2号線新設改良事業	11,500
		中央642号線新設改良事業	95,500
		幹線61号線新設改良事業	24,900
		原谷128号線新設改良事業	3,900
		原谷310・311号線新設改良事業	7,000
		原谷353号線新設改良事業	2,500
		久那橋共同アンテナ更新事業	2,700
	太田部橋補修事業	223,000	
3 河川費	向かいの原沢改修事業	5,000	
5 住宅費	市営住宅給水ポンプユニット交換事業	5,952	

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防団詰所解体事業	5,200
		防火水槽築造事業	4,800
		防火水槽解体事業	1,759
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	3,900
		南小学校校舎大規模改造事業	596,556
	3 中学校費	大田中学校校舎大規模改造事業	275,716
	4 幼稚園費	旧荒川幼稚園解体事業	21,799
	6 保健体育費	影森グラウンド多目的グラウンド照明設置事業	5,000

### 第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
4 農道整備事業費	4,100	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
5 森林管理道整備事業費	76,400		
6 地方道路整備事業費	214,100		
8 観光施設整備事業費	0		
9 南小学校校舎大規模改造事業費	0		
10 大田中学校校舎大規模改造事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	0	補正前に同じ。		
	67,000			
	262,200			
	45,000			
	498,600			
	232,800			

議案第18号

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,805,307千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,929千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

秩父市長 北堀 篤



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,889,638	1,214	4,890,852
	1 県補助金	4,889,637	1,214	4,890,851
5 繰入金		673,448	3,055	676,503
	1 他会計繰入金	673,448	3,055	676,503
歳入合計		6,801,038	4,269	6,805,307

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,835,315	3,800	4,831,515
	4 出産育児諸費	16,809	3,800	13,009
7 諸支出金		34,155	28,082	62,237
	1 償還金及還付加算金	9,960	28,082	38,042
8 予 備 費		67,235	20,013	47,222
	1 予 備 費	67,235	20,013	47,222
歳 出 合 計		6,801,038	4,269	6,805,307

## 3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		61,534	4,800	56,734
	1 他会計繰入金	61,534	4,800	56,734
歳 入	合 計	125,729	4,800	120,929

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医 業 費		36,479	4,800	31,679
	1 医 業 費	36,479	4,800	31,679
歳 出	合 計	125,729	4,800	120,929

議案第19号

令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,369千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ920,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		203,208	11,369	191,839
	1 他会計繰入金	203,208	11,369	191,839
歳入	合計	932,319	11,369	920,950

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		929,420	11,369	918,051
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	929,420	11,369	918,051
歳 出	合 計	932,319	11,369	920,950

議案第20号

令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		8,400	500	7,900
	1 国庫補助金	8,400	500	7,900
歳入合計		181,490	500	180,990

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		102,304	8,519	93,785
	1 総務費	102,304	8,519	93,785
3 予備費		19,042	8,019	27,061
	1 予備費	19,042	8,019	27,061
歳 出	合 計	181,490	500	180,990

議案第 2 1 号

令和 5 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）

令和 5 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 68,743 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 207,502 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		10,120	5,060	5,060
	1 設置費分担金	10,120	5,060	5,060
2 使用料及び手数料		32,673	397	32,276
	1 使用料	32,673	397	32,276
3 国庫支出金		37,392	22,517	14,875
	1 国庫補助金	37,392	22,517	14,875
4 県支出金		15,000	9,407	5,593
	1 県補助金	15,000	9,407	5,593
7 市債		64,600	31,800	32,800
	1 市債	64,600	31,800	32,800
8 諸収入		10	438	448
	1 雑入	10	438	448
歳入合計		276,245	68,743	207,502

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 施設管理費		39,192	13,562	25,630
	1 施設管理費	39,192	13,562	25,630
3 施設整備費		152,903	93,859	59,044
	1 施設整備費	152,903	93,859	59,044
5 予 備 費		21,527	38,678	60,205
	1 予 備 費	21,527	38,678	60,205
歳 出	合 計	276,245	68,743	207,502

## 第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 特定地域生活排水費 処理施設整備事業費	64,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	32,800	補正前に同じ。		

議案第 2 2 号

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 回）

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		0	300,000	300,000
	1 繰出金	0	300,000	300,000
3 予備費		361,779	△300,000	61,779
	1 予備費	361,779	△300,000	61,779
歳出合計		398,955	0	398,955

議案第23号

令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第4回）

第1条 令和5年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量（2）年間患者数 入院「36,000人」を「35,000人」に、外来「76,000人」を「74,000人」に改め、同条（3）一日平均患者数 入院「98人」を「96人」に、外来「286人」を「278人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 病院事業収益	3,107,621千円	△94,454千円	3,013,167千円
第1項 医業収益	2,844,865千円	△113,000千円	2,731,865千円
第2項 医業外収益	262,756千円	18,546千円	281,302千円
		支	出
第1款 病院事業費用	3,246,122千円	△21,966千円	3,224,156千円
第1項 医業費用	3,199,771千円	△20,947千円	3,178,824千円
第2項 医業外費用	45,098千円	△1,019千円	44,079千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 57,038千円」を「不足する額 57,039千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 56,738千円」を「過年度分損益勘定留保資金 56,739千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	57,800千円	△1千円	57,799千円
第2項 出資金	27,338千円	△1千円	27,337千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）救急医療等			
負担金・補助金	398,754千円	55千円	398,809千円

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第24号

令和5年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和5年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた（3）主要な建設改良事業 管路建設事業「45,000千円」を「27,000千円」に、管路改築事業「298,000千円」を「175,500千円」に、処理場改築事業「27,500千円」を「19,700千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 公共下水道事業収益	1,116,944千円	△13,529千円	1,103,415千円
第2項 営業外収益	554,829千円	△14,560千円	540,269千円
第3項 特別利益	0千円	1,031千円	1,031千円
	支	出	
第1款 公共下水道事業費用	1,089,629千円	△62,713千円	1,026,916千円
第1項 営業費用	1,033,407千円	△64,121千円	969,286千円
第3項 特別損失	100千円	1,408千円	1,508千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 342,473千円」を「不足する額 338,073千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,535千円、当年度分損益勘定留保資金 249,125千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,810千円、当年度分損益勘定留保資金 239,450千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	440,463千円	△143,900千円	296,563千円
第1項 企業債	299,000千円	△94,000千円	205,000千円
第4項 国庫補助金	119,500千円	△49,900千円	69,600千円
	支	出	
第1款 資本的支出	782,936千円	△148,300千円	634,636千円

第1項 建設改良費 384,025千円 △148,300千円 235,725千円  
第5条 予算第6条に定めた起債の限度額「249,000千円」を「155,000千円」に改める。

令和6年2月20日提出

秩父市長 北堀 篤

議案第25号

令和6年度秩父市一般会計予算

令和6年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第26号

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和6年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 27 号

令和 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



議案第28号

令和6年度秩父市介護保険特別会計予算

令和6年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 29 号

令和 6 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 6 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第30号

令和6年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和6年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第31号

令和6年度秩父市立病院事業会計予算

令和6年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和6年2月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 32 号

令和 6 年度秩父市下水道事業会計予算

令和 6 年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 6 年 2 月 20 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤